

サテライト介護老人保健施設なかごみのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 サテライト介護老人保健施設なかごみ
- ・ 開設年月日 平成30年 8月 1日
- ・ 所在地 長野県佐久市中込三丁目15番地6
- ・ 電話番号：0267-63-1721 FAX 番号：0267-64-1747
- ・ 法人代表者 理事長 黒澤一也
- ・ 施設長 山田 宏司
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2051780068 号)

(2) 本体施設の名称等

- ・ 施設名 介護老人保健施設シルバーポートつかばら
- ・ 開設年月日 平成8年4月1日
- ・ 所在地 長野県佐久市塚原1894番地1
- ・ 電話番号：0267-66-1721 FAX 番号：0267-66-1719
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2051780035 号)

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護・リハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援し、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように、また短期入所療養介護といった居宅サービスを併せて提供することにより、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、という在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には療養環境の調整などの退所時の支援も行います。

この目的に沿って、当施設では以下のような施設理念を定め、明るく家庭的な雰囲気のもと、常に利用者の立場に立った運営を心がけています。

施設理念

私たちは地域に根ざした介護サービスを提供し
みなさまの住み慣れた場所での安全で安心な生活を支えます

(4) 介護老人保健施設の対象者

年齢65歳以上で、要介護認定における介護度が1～5の認定を受けられた方。
または、年齢40～64歳で初老期の認知症、脳血管障害などの老化に起因する15のご病気(特定疾病)によって、要介護1～5の認定を受けられている方が対象となります(但し、入院治療の必要の無い状態の方に限りです)。

(短期入所療養介護においては、“要支援”の方も対象となります)

利用に関しては、施設入退所委員会において判定の上、決定させていただきます。

(5) 施設の職員体制

・ 医 師	1 名 (常勤換算 0.3名以上)
・ 薬 剤 師	1 名 (常勤換算 0.1名)
・ 看護職員	2 名 以上 (常勤換算)
・ 介護職員	8 名 以上 (常勤)
・ 作業療法士	1 名 以上 (常勤)
・ 理学療法士	1 名 以上 (常勤)
・ 支援相談員	1 名 以上
・ 管理栄養士	1 名 以上 (兼務)
・ 介護支援専門員	常勤 3名 (兼務)
・ 事務職員	常勤 1名
・ ユニットリーダー	2名以上 (兼務)

(6) 施設の定員等

・ 入所定員	29名
・ 療養室	全室個室

2. サービス内容

サービス利用の説明にあたり、利用希望の方の介護保険証を確認させていただきます。
サービス利用の申請にあたり、利用者の病状・身体状況等確認の上、申込みに必要な
施設所定の用紙の記載・提出をいただき、施設利用判定会議にて検討の上、利用決定させ
ていただきます。

(1) 施設サービス計画の立案

介護老人保健施設では、どのようなケアサービスを提供すれば住み慣れたご家庭での生活が可能な状態になるかという施設サービス計画、またご家庭での生活を継続していただけるためにどのようなケア、リハビリを提供していくかという短期入所療養介護計画に基づいて提供されます。この計画は、施設サービス計画作成担当者である介護支援専門員が中心となり、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人及び扶養者の方のご希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。また計画書は交付致します。

(2) 食事

食事は原則として各ユニットの共同生活室でお摂りいただきます。

当施設は管理栄養士の給食管理のもと、食事提供を行います。

・ 朝 食	：	7時30分 ～
・ 昼 食	：	12時00分 ～
・ 夕 食	：	18時00分 ～

(3) 入浴

一般浴槽・特殊浴槽にて対応いたします。入所利用者には、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。

(4) 医学的管理・看護

老人保健施設は、入院の必要の無い程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして必要な医療・看護を行います。

(5) 介護

ご利用者個々の生活状況に合わせ、施設サービス計画に基づいて実施いたします。

(6) リハビリテーション

原則として医師の指示を受けた理学・作業療法士，言語聴覚士により行いますが、理学・作業療法士による身体動作機能の評価のもと、ご利用者の施設内におけるすべての活動が、機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものとなります。

(7) 相談援助サービス

施設には支援相談の専門職種として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。また、要望や苦情なども支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

(8) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

管理栄養士が中心となり、心身の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供いたします。

(9) 利用者が選定する特別な食事の提供

(10) 理美容サービス

当施設では理美容に関して、美容師の方に有償ボランティアとしてお願いしています。「利用料金表」にて料金をご確認の上、ユニット職員へお申し出下さい。

(11) 行政手続き代行

(12) その他

- * これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、併設診療所に加え、病院・歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変したような場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関 : 社会医療法人恵仁会 くろさわ病院
佐久市中込一丁目17番地8
- ・ 協力歯科医療機関 : 御影歯科医院
佐久市中込3030番地4
- ・ また、当施設での対応が困難となり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介いたします。

4. 非常災害対策

- ・ 防災訓練 年2回以上実施
- ・ 非常災害時訓練 年1回以上
- ・ 防災設備 スプリンクラー設備：全館 補助散水栓：全4カ所
消火器：10本

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の“営利行為”“宗教の勧誘”“特定の政治活動”は禁止いたします。

6. 施設利用にあたっての留意事項

- ① 原則として、衣類等の洗濯に関しては、ご利用者をお願いしております。洗濯物は2階の所定の場所に置きますので、ご家庭にて洗濯の後、洗濯済衣類置き場へお持ち下さい。また、諸事情により洗濯が困難な場合はご相談下さい。
- ② 居室内の整理のためにも、持ち物は最小限にして下さい。お持ちいただく衣類等に必ずご記名をお願いいたします。持ち物については添付の「入所に必要な持ち物」にてご確認ください。また、金銭・貴重品の持ち込みについては、できる限りご遠慮下さい。紛失について責任を負いかねます。
- ③ 面会につきましては、新型コロナウイルス・インフルエンザウイルスに関する、地域の感染警戒レベルと施設の感染状況に応じて対応しております。面会スペースが密な状態になることを防ぐ観点より全て予約制とし、1回につき2名まで、12歳以上、施設入館時の問診において問題が無い方とします。3F入所の方は14時からと15時15分から15分間、2F入所の方は10時25分からと10時50分からの15分間とさせていただきます。詳細は施設職員にご確認ください。
- ④ 外出・外泊につきましては、感染防止の観点より禁止とさせていただきます。
- ⑤ 当施設は管理栄養士による食事管理を行っておりますので、利用者への食べ物の差し入れについては、禁止とさせていただきます。
- ⑥ 飲酒・喫煙に関しては、病態に照らし施設医の許可が必要となります。尚、お持ちいただいた酒類・たばこは、ユニット職員が管理させていただきます。
- ⑦ 外泊中の医療機関への受診については、施設への届出と施設医の許可を受けた上でお願いいたします。(外泊中であっても『施設による医学的な管理のもと』であることに変わりありません。また受診医療機関へは必要な情報提供を行います)
- ⑧ ご家族の皆様には、入所中に介護技術を身につけられるようお勧めいたします。また、家族会・介護教室等も開催いたしますので、お気軽にご参加下さい。
- ⑨ 職員への金品等のお心遣いはかたくお断りいたします。

7. その他

不明な点等につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい。

その他のサービスの御案内

ヘルパーステーション中込

- ・訪問介護・日常総合支援事業 ～介護保険指定番号 : 2071700534
- ・居宅介護・行動援護・同行援護 ～障害福祉サービス指定番号 : 2011700289
- ・移動支援事業
- ・福祉有償運送サービス

中込デイサービスセンター

- ・通所介護 ・日常総合支援事業 ～介護保険指定番号 : 2071700179
- ・基準該当放課後等デイサービス・基準該当生活介護